

第1章 地域計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

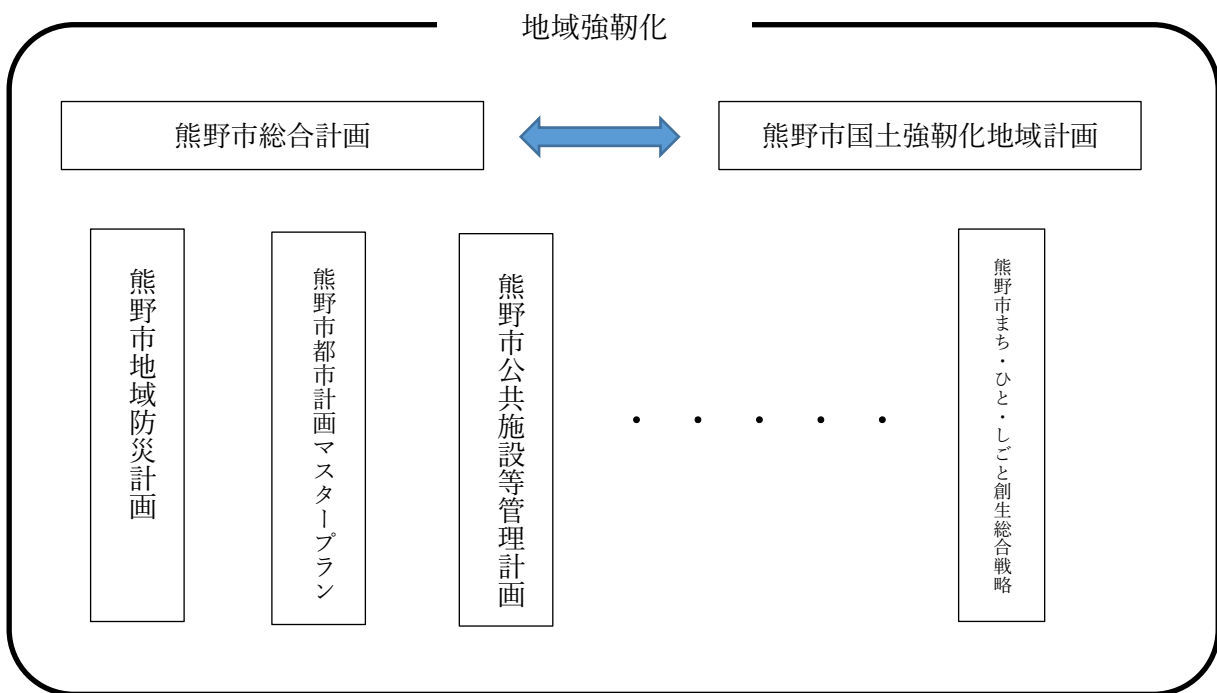
本市においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風等に伴う大雨による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっている。

このようなことから、本市においても、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、熊野市国土強靱化地域計画（以下、地域計画という。）を策定する。

第2節 計画の役割と位置づけ

地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、熊野市における地域の強靱化に係る部分について総合計画に並ぶ指針としての性格を有している。

国土強靱化に係る部分については、総合計画と並び地域計画が関連計画の手引きとなるもので、これら計画を通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していく。



第3節 計画の推進期間

地域計画では、社会経済情勢等の変化に対応した第2次熊野市総合計画前期基本計画終了期間に合わせ、令和元年度から令和4年度までの4年間を推進期間とする。

第4節 地域強靱化の基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、以下の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

<基本目標>

- I 人命の保護が最大限に図られること
- II 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 迅速な復旧復興に資すること

また、これら基本目標を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを「事前に備えるべき目標」とする。

<事前に備えるべき目標>

- 1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第5節 地域強靱化の基本方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- 地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- 地域間連携の強化、地域の活力の向上、「自立・分散・協調」型の地域への転換

2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- 「自助」「互助」「公助」を適切に組み合わせ、官と民、地域等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される施策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- 人口の減少等に起因する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。